

京都労働局
平成28年4月28日
午前10時解禁

経済・府政記者クラブ同時資料配付

担当	京都労働局
	雇用環境・均等室長 金井 陽子
	雇用環境改善・均等推進指導官 田中 千晴
	電話 075-241-3212

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」府内第2号を

「三つ星」で認定しました～(株)ニッセンを認定～

平成28年4月1日から、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けられるようになりました。

京都労働局（局長 井内雅明）では、株式会社ニッセンの申請を受け、本年4月27日付で認定を決定しました。

これで、府内の「えるぼし」企業は2社となり、いずれも三つ星レベルでの認定となっています。

認定式は、平成28年5月9日（月）11時から、京都労働局局長室にて行います。

女性活躍推進法に基づく第3段階の認定企業

株式会社 ニッセン

所在地 京都市南区西九条院町26
業種 小売業
代表者 代表取締役 市場 信行
社員数 2,640人



認定マーク: 愛称「えるぼし」

◇認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あり※、認定を受けた企業は、認定マークを商品や広告、名刺、求人票などに使用して、女性活躍推進事業主であることをアピールすることができます。

※「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の5項目の評価基準のうち、1つ又は2つを満たせば1段階目、3つ又は4つを満たせば2段階目、全てを満たせば3段階目の認定となります。

注: 満たさない項目については、2年以上連続してその実績が改善していることが必要です。

行動計画に定めた目標の達成は要件としておらず、評価項目の基準を満たした時点で申請ができます。

◇認定マークについて

「L」には、Lady(女性)、Labour(働く、取り組む)、Lead(手本)などさまざまな意味があり、「円」は企業や社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています。認定の段階に応じて星の数が異なります。

添付資料 (株)ニッセンの女性活躍推進企業データベースでの公表内容 (参考資料)
認定に関するパンフレット